

県南広域振興局長告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年1月10日

県南広域振興局長 平野 直

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310910351	医療法人社団愛生会昭和病院	ウイル訪問看護ステーション 昭和病院	一関市田村町6番3号	令和2年1月31日